

令和８年度観音寺市医療・介護・障害等サービス事業者物価高騰対策支援金
交付要綱

(趣旨)

第１条 この要綱は、エネルギー、食料品価格等の物価高騰に直面し、経常的な支出が増加する観音寺市内の医療機関、介護事業所、障害者施設等の経済的負担を軽減し、質の高いサービスを安定的かつ継続的に提供できるよう支援するため、令和８年度観音寺市医療・介護・障害等サービス事業者物価高騰対策支援金（以下「支援金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第２条 この要綱において使用する用語は、次条第１項に掲げる法律において使用する用語の例による。

(交付対象者)

第３条 支援金の交付を受けることができる者は、令和８年９月１日（以下「基準日」という。）において、医療法（昭和23年法律第205号）、健康保険法（大正11年法律第70号）、あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）、柔道整復師法（昭和45年法律第19号）、歯科技工士法（昭和30年法律第168号）、介護保険法（平成９年法律第123号）、老人福祉法（昭和38年法律第133号）、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）に係るこの要綱の別表第１から別表第３までに掲げる医療・介護・障害等サービス種別（その制度上、認可、指定、許可等を受け、又は届出、登録等が必要なものにあつては、これらの行為があるものに限る。）を観音寺市内で運営する者であつて、次に掲げる事項を全て満たすものとする。

- (１) 基準日において、事業所の廃止又は休止をしていない事業者であること。ただし、運営している事業所の一部を休止している事業者を除く。
- (２) 令和９年３月31日までに事業の廃止又は休止を行う予定がないこと。ただし、事業の転換を行う場合において、市長が認めたときは、この限りでない。
- (３) 交付された支援金を、対象となる事業所の運営費に全額充当することができる事

業者であること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、支援金の交付対象としない。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくは同条第6号に規定する暴力団員又はこれらの者と密接な関係を有する者

(2) その他市長が適当でないとする者
(支援金の額等)

第4条 支援金の額は、別表第1から別表第3までに定める額とし、交付回数は別表第1から別表第3までに規定する種別ごとに1回限りとする。

(交付申請)

第5条 支援金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、令和8年度観音寺市医療・介護・障害等サービス事業者物価高騰対策支援金交付申請書兼請求書（様式第1号。以下「申請書」という。）に、誓約書（様式第2号）を添えて、令和9年1月29日までに市長へ提出しなければならない。この場合において、申請は、別表第1から別表第3までに規定する種別ごとに行うものとする。

(支援金の交付)

第6条 市長は、前条の申請書の提出を受けた場合において、その内容を審査し、適当と認めるときは、令和8年度観音寺市医療・介護・障害等サービス事業者物価高騰対策支援金交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知し、支援金を口座振込により交付するものとする。

(交付決定の取消し及び支援金の返還)

第7条 市長は、申請者が偽りその他不正の手段により交付決定を受けた場合は、前条の規定による支援金の交付決定を取り消すことができる。

2 市長は、支援金の交付の決定を取り消した場合において、その取消しに係る部分に関し、既に支援金を交付しているときは、期限を定めて交付した額に相当する金額の全部の返還を申請者に命ずるものとする。

(関係書類の保存)

第8条 支援金の支給を受けた者は、この支援金に係る関係書類等（これらの作成又は保存に代えて電磁的記録の作成又は保存がされている場合は、当該電磁的記録）を、支援金の支給を受けた翌年度から起算して5年間保管しておかなければならない。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、支援金の交付に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和8年9月29日から施行する。

（失効）

2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第7条及び第8条の規定は、同日後もなおその効力を有する。

別表第1（第3条、第4条関係）

種別	医療・介護・障害等サービス種別	支給単価
医療	病院（保険医療機関に限る。） （定額＋病床数による加算）	30万円 3,000円／床 （上限100万円とする。）
	有床診療所（保険医療機関に限る。） （定額＋病床数による加算）	20万円 3,000円／床
	無床診療所（歯科を含み、保険医療機関に限る。）	15万円
	訪問看護ステーション（指定訪問看護事業者に限る。）	5万円
	その他 施術所（あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師又は柔道整復師が開設している施術所で保健所に届け出ているものに限る。出張専門を含む。）	3万円

	薬局（保険薬局に限る。）	3 万円
	歯科技工所	3 万円

別表第 2（第 3 条、第 4 条関係）

種別	医療・介護・障害等サービス種別	支給単価	
介護	【入所系】	定員 50 人	15 万円
	介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、短期入所生活介護、軽費老人ホーム、有料老人ホーム（特定施設入居者生活介護を行うものを除く。）、サービス付き高齢者向け住宅（特定施設入居者生活介護を行うものを除く。）	未満	
		定員 50 人	25 万円
		以上 100 人	
		未満	
		定員 100 人	35 万円
		以上	
	【通所系】	10 万円	
	通所介護、地域密着型通所介護、通所リハビリテーション、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型通所介護		
	【その他】	5 万円	
	居宅介護支援、訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、福祉用具貸与		

備考

- 1 医療みなし指定を受ける事業所は除く。
- 2 短期入所生活介護については、介護老人福祉施設における空床を利用するものを除く。
- 3 要支援者向けサービスについては、要介護者向けサービスと一体的に実施してい

るので、交付対象としない。

別表第3（第3条、第4条関係）

種別	医療・介護・障害等サービス種別	支給単価
障害	【入所系】 施設入所支援、共同生活援助、短期入所	15万円
	【通所系】 生活介護、就労移行支援、就労選択支援、 就労継続支援A型、就労継続支援B型、放 課後等デイサービス又は児童発達支援	10万円
	【その他】 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、計画 相談支援、障害児相談支援、保育所等訪問 支援	5万円

備考

- 1 基準日において、支援金の対象となる事業を利用する者がいない場合は交付対象としない。
- 2 共同生活援助については、事業所番号が同一の場合は1つの事業所とみなす。